

# 1 漢語の読み方について

## 熟語の読み

【問】当用漢字音訓表の「使用上の注意事項」の第4項に、「次のような熟字は、使ってさしつかえない。」とあります。

例	木 <small>き</small> →木立 <small>こだち</small>	目 <small>め</small> →目深 <small>まぶか</small>
	金 <small>かね</small> →金物 <small>かなもの</small>	雨 <small>あめ</small> →雨戸 <small>あまど</small>
	雨 <small>あめ</small> →春雨 <small>はるさめ</small>	何 <small>なに</small> →何時 <small>なんどき</small>
	十 <small>じゅう</small> →十銭 <small>じつせん</small>	合 <small>ごう</small> →合併 <small>がっぺい</small>
	皇 <small>おう</small> →天皇 <small>てんのう</small>	寸 <small>すん</small> →三寸 <small>さんずん</small>
	発 <small>はつ</small> →出発 <small>しゅつぱつ</small>	夫 <small>ふ</small> →夫婦 <small>ふうふ</small>

この趣旨について御説明ください。

【答】「当用漢字音訓表」は、これまであまりにも自由自在に使われて社会的にも教育的にもいろいろの不便のあった音・訓の使い方を整理し、これからは、まずこの範囲内でまかなくていこうという目やすを定めたものです。たとえば、

「慌」は「恐慌」の熟字にだけ使って、それを「慌てる」には使わないようにする。(すなわち、「あわてる」はかなで書く。)

「後」の字は、音「ゴ・コウ」、訓「のち・うしろ・あと・おくれる」などに読んでいたのを、これからは音「ゴ・コウ」、訓「のち・うしろ」だけに読むことにする。(「あと」

「おくれる」などはかなで書く。）

こうというのが音訓整理の趣旨です。したがって、これまで長い間書きなれ読みなれてきて、ほかに読み違いのないものは、音訓表に掲げられている基本的な読み方から応用された形と認められるかぎり、読んでさしつかえないと解釈できるわけではあります。たとえば「合<sup>ごう</sup>→合<sup>がつべい</sup>併」のような読み方が認められているわけはそのためです。ですから、それに準じて考えられる「格<sup>かく</sup>→格<sup>ごう</sup>子」などもさしつかえないでしょう。もっとも「合併」にしても「格子」にしても、教育上必要に応じて「よみがな」を添えるなどの親切なり注意なりはほしいと思います。

「春雨」が歴史的事情によって「ハルサメ」と読まれ、そのまま通用しているのは、上のような趣意からです。ただ、これから新しくことばをつくるときには、1字1字の読み方からすぐに熟字の読み方もわかるようにしたいというのが音訓整理の精神です。

なお、これに関係のある用字法のうちで、「交代」は、法令用語では今後「交代」「更代」を統一的に「交代」と用いることになっています。

## 「口こう」と「口くう」

【問】「口腔」は「口くう」ですか、「口こう」ですか。わたしたち歯科医は現に「口くう」を使っており、また最近の厚生

次官通達にも「口くう」とあります。

【答】「腔」は「コウ」の音が正しいのですが、世間では「クウ」  
とも読み、従来、次のように混用されてきました。

腔（コウ）腸動物

口腔（クウ）

満腔（クウ）の誠意

それで、昭和24年公布の歯科医師法・歯科衛生士法には「口くう」の読み方を採用しましたが、一方、学術用語分科審議会で決定した学術用語集動物学編では「口こう」と決められました。歯科医学関係は未決定ですが、いずれそのほうでも新しい決定（どちらを採用するにしても）があると思います。そして、一日も早くどちらかに統一されることを希望している次第です。

### 「復興」と「腹腔」

【問】上記の漢語に読みがなをふる場合、フクコウとフッコウと、どちらが正しいのですか。

【答】大言海、大日本国語辞典をはじめ、多くの辞典に、

「復興」は「ふっこう」

「腹腔」は「ふくこう」

と発音を示してあります。

ただし、その「ふくこう」の「く」も、はっきりした[ku]

ではなくて、その〔u〕を無声化したものですから、ちよ  
と「ふっこう」に近く聞えます。

なお、このような例には「貝原益軒」の「えきけん」など  
があります。

ekiken      ekken

(〔i̥〕は〔i〕の無声化符号。)

## 2 漢字の使い方について

### 也

【問】「也」という字は、借用証や受領書その他に用いられるき  
わめて重要な字だと思いますが、なぜ当用漢字表にないの  
ですか。

【答】「也」は、金銭の単位が銭・厘まであった時代には、き  
わめて必要な字でしたが、今のように金銭の単位が利子計算の  
場合などを除いて普通「円」だけとなった時代には、それほ  
ど必要な字ではなくなりました。たとえば、「金参百円」ま  
たは「金 300 円」と書いてある証書に「九拾九銭」と書き加  
えて金額を改めるといような危険性はもう考えられなくな  
ったのです。また、一般の文章の中では、たとえば「願いま  
しては 100 円なり。……」などと、「也」の字を用いなくて、  
かな書きにしてさしつかえないわけです。したがって、当用

漢字表からは「也」の字は除かれています。ただし、「金 300 円——」などと「也」の代りに線を引いておく人もあります。

## 「寄附」と「寄付」

【問】 当用漢字表には「付」と「附」との二つがありますが、これを使い分ける必要がありますか。たとえば「寄附」を「寄付」と書くのは誤りですか。

【答】 「附」は「つける」「つく」という字ですが、「付」は「与える」「わたす」の意味のほか、附の字と同じように「つける」「つく」とも用いられてきた字です。それで「付」の字を従来も「附」と同様に用いた例も少なくありませんでした。そこで、国語審議会では、当用漢字表選定のさいに「附」「付」を「付」の1字に統一することを考えたのですが、世間の実情をながめると、「附」の字の用例も相当に多く、憲法にもこれが用いられているので、「附」の字も残すこととしました。それで、法律では、「付」が「附」の簡易字体というようなことが正式に決まるまでは、使い分けをします。しかし、新聞その他では、当用漢字の精神にそって「付」の字1字だけを用いて「附」の字を用いることをやめていますし、当用漢字別表（教育漢字）でも「附」の代りには「付」でじゅうぶんだと考えられたので、「附」は除かれました。

したがって一般には、「寄付」「付録」「付属」と書いても誤りではありません。

### 「明瞭」と「明了」

【問】「明瞭」のかわりに「明了」と使ってもよいでしょうか。

【答】「了」には「あきらか」という意味があって、たとえば「了々トシテ分明ナリ」というふうに古典に使ってありますから、「明瞭」を「明了」と書いてもよいでしょう。

### 「味」と「味わう」

【問】音訓表には「味<sup>あじ</sup>」とだけありますが、「味わう」にも使ってもよいですか。

【答】「味」の字を「味<sup>あじわ</sup>う」と使うことは望ましくありませんが、「味わう」という形で使うのならば、さしつかえありません。「赤」「涙」「私」などを「赤らむ」「涙ぐむ」「私する」などと用いることができるのと同じです。

## 3 漢字の字体について

### 「證」と「証」

【問】小学校第6学年の算数教科書の中に「領収証」とあります。

が、その中の「証」の字は「あかし・しょうこ」という意義はなく、ただ「諫める」という意義であるから、領収証と書いても読み声だけで、受取證の意義はないと存じます。この点いかがですか。もしこれで良いとするならば、たとえば「協・協」はどれを書いてもよく、「協力・協力」と書いてもよいこととなります。協（キョウ）は強迫の協であるから全然見当違いになります。これは一例にすぎませんが、要は「証」と「證」とは同意義ではありません。

【答】たとえば「体」の字は、元来は「<sup>ほん</sup>体」（あらい）という字であって、これを「體」の略字として用いることは慣用にすぎません。しかし、すでに社会一般に慣用されてきたものを、いつまでも誤字だとして排斥し続けることは、かえって文字の効用を妨げることになります。そこで国語審議会では、あらためてこのような字のうち慣用の久しいものを正字と認めることとして建議し、政府はその建議を採択して、昭和24年4月28日の官報に「当用漢字字体表」を告示したのです。したがって「証」の字は「證」の字と同じ意味に用い、しかもその標準字体であることが公式に確定したわけです。これは社会一般の慣用が公式に認められたものといえます。しかし、「協力」の「協」を「協」と書くことについては、国語審議会はこれを認めませんでした。したがって字体表には「協」を示してあるのです。

## 「衆」と「衆」, 「純」と「純」

【問】わたしは、いま中学校第3学年の者ですが、漢字のテストのときに、公衆と純銀という問題が出たのです。ところが「衆と衆」「純と純」のどちらを書いても点数をくれているのですが、どちらも正しいのでしょうか。辞書には、この衆と純が書かれています。わたしには、一つの字に二つもの書き方があるとは思えませんので、お尋ねする次第でございます。

【答】衆は、下の部分が𠂇から出ているので、彖ではありません。(𠂇は人を三つ並べた形です。) 上の部分の「血」も、実は「皿」から出ているのですが(「皿」はあみの形です。), それを俗に「血」と書くようになったのを、今日では正しい字として認めるようになったのです。そのように「依」を「彖」と俗に書くことがあるのです。ただし、このほうは「彖」のほうはとらないで、彖のほうを正しいとすることになっています。しかし、採点のときなどには、「衆」くらいならできたと認めることもあるでしょう。もっとも正しくは衆です。

純の屯も、上に突き抜けるのが正しい形ですが、これも「純」くらいならできたと認められることもあるでしょうが、やはり正しくは「純」です。



## 当用漢字の行書と草書

【問】当用漢字字体表（昭和24年4月28日内閣告示）中にある略体文字のかい書体はわかりますが、これの行書はどう書くのが正しいのですか。また、これの草書の場合はどのようにくずして教えたらいいものでしょうか。

【答】新字体はかい書体の字体の骨組を示したものであって、行書・草書については別に拘束力を持つものではありません。したがって、この字体表の骨組をもとにして、それを美しく行体・草体に書くということは書道家の研究にまつべきものと考えます。またすでに書道家の中にはその研究も行われているようです。

だいたいにおいては、その部分部分における行体の字を組み合わせる心持で書くところに、おのずから新字体の行書が生れてくると思います。

草書はまったく芸術的なものとして、特別に研究する必要がありません。

## 教科書体活字の「木」と「木」

【問】ある教科書体活字では、「木」も「木へん」も全部はねてありますが、ある教科書体活字では、「木」も「木へん」も全部はねてありません。どちらも正しいのですか。

【答】はねには、字源的なはね（甲）と筆勢上のはね（乙）とがあります。

甲の例 千手了事

乙の例 木牛糸来

活字体では、はねる・はねないの標準が字体表1本でいけますが、筆写上では自然に幅を生じますので、特に「木牛糸来」などの例は当用漢字字体表の注意事項にあげて、これらについては拘束しない旨を注意してあります。

それで筆写上のはねる・はねないは、文字としての「正・誤」の標準にはなりません。すなわち、「木」は「木」とあれば必要な条件をそなえているものとして「正」とし、それ以上にはねの「つく・つかない」は筆勢上の自然にまかせるべきであります。したがって、はねるとはねないとは筆勢の自然にまかせるとし、指導上の第1の主眼点を点画の過不足のないことに置くべきです。

以上の趣旨によって、はねる・はねないは筆写体を便宜上活字化するというたてまえをとっている教科書体としては、編者の見識にまかせる次第です。

#### 4 現代かなづかいについて

「利雄」さんのふりがな

【問】わたしのこども「利雄」が、とし1年生にあがりました。

その「雄」のふりがなは、「を」でしょうか、「お」でしょうか。

【答】旧かなづかいでは「雄<sup>を</sup>」ですが、現代かなづかいでは「雄<sup>お</sup>」です。

現代かなづかいでもテニヲハの「を」だけは「を」と書くことになっていますが、そのほかはすべて「お」と書くことになっていきます。

もっとも、旧かなづかいに目なれた人は「を」と書きたい感じがするのですが、世間一般、今日では、ふりがなにも「お」と書くようになっていきます。

### 「今日は」と「今晚は」

【問】あいさつ語の「今日は」「今晚は」は、辞典（手もとの言林）では感動詞としてあります。そうすると、これは1語と見て「こんにちわ」「こんばんわ」と書くべきではありませんか。

【答】お問合せのことは、現代かなづかいの適用問題の一つとして、昭和21年以来、一般に次のような方針がとられています。

副詞または接続詞といわれている「あるいは」「または」「では」などの「は」も、助詞の「は」に準じて「は」と書く。また、あいさつ語の「こんにちは」「こんばんは」など

の「は」も、同様に「は」と書く。

「きうり」か「きゅうり」か

【問】「胡瓜」の表現について、現代かなづかいによれば、第3類ウ列よう音の長音として「きゅうり」と書き表わすものと思われませんが、（国語シリーズ8「現代かなづかいの意義」53ページ）、これは語原的にも「きうり」であり、ウ列よう音の長音ではないという意見があります。これについて、どのように説明したらよいのですか。

【答】『胡瓜』は、語原も「黄うり」であると解され、かつその発音も昔は〔キウリ〕でしたが（和名抄）、今日では、〔キウリ〕と発音する地方と〔キューリ〕と発音する地方とがあるようになりました。そこで標準語の問題になりますが、現代かなづかい制定以後、国定教科書に、後者の発音をとって「きゅうり」と書き、今日でも、その方針によっております。なお、この問題は、現代かなづかいの問題以前の標準語の問題であります。

## 5 くり返し符号について

横書きの「ゝ」

【問】文部省編「国語の書き表わし方」の付録に

◎ くり返し符号は「々」以外は、できるだけ使わないようにするのが望ましい。

◎ くり返し符号は「々」以外は用いない。」

……（横書きの場合）

とありますが、なぜですか。

実は、わたしの学校の機関紙の標題が、このたび横書きに変わったところ「せゝらぎ」となっているので疑問が起きたのです。「せせらぎ」が正しいのなら委員に申し出たいと思っているのです。

【答】くり返し符号は、昔の手書き時代における産物であって、今日のような活字時代には、一般に退化していく傾向にあります。なぜならば、文字の活字を捨てるのも「々」の活字を捨てるのもほぼ同じ労力だからであり、かつ、なるべく活字の種類を少なくしたいという心持があるからです。一面、審美的感覚において、「々」などを使うことを好む人と好まない人があります。

今日でも「せゝらぎ」と書いて誤りだとはいえません。ただ、特に横書きの場合には、くぎり符号などを見わけやすくするためには、一応文章の中では使用を避けるという意味です。

ただし、標題などは文学的または美術的なものですから、特別に考えてよいと思います。つまり一種の図案的要素をもっているものですから。

教科書についていうと、国定教科書では、小学校では字になれさせる、一つの符号がいろいろの字の代りをするのを避ける、読み誤りをしないようにするといふので、くり返し符号、特にくの字点は用いないようでした。々は小学校でも用いています。

## 6 「国字」の意味について

### 「国字」の意味

【問】本来の漢字に日本で作った漢字——いわゆる国字や、今度制定された新字体（それには本来の漢字にない「形・意・義」のものがある。）をひっくるめて、これを「国字」と総称することにし、したがって「当用漢字」「教育漢字」を「当用国字」「教育国字」と呼ぶことにしてはどうですか。

【答】「国字」という語は、場合によって、いろいろな意味に使われますが、そのうちでおもなものは次のとおりです。

- (1) 「かな」を国字という。和字というに同じ。江戸時代の用語で「<sup>かな</sup>国字」とふりがなをした例も多くあります。
- (2) 漢字の中で、通俗に和製漢字と呼ばれるものを「国字」という。
- (3) 「国語国字問題」というような用例における「国字」の意味。

(4) 「漢籍国字解」というような用例における意味。

さて「畑・込」などを国字というのは上の(2)の意味ですが、それは漢字の製作地をこまかく考えたときのことであって、ふつう「かな」に対して大きく漢字というときには、やはりこれらをもあわせて「漢字」というのです。

日本で用いる漢字（本来の漢字も和製漢字も新字体の漢字も含めたもの。）を新たに「国字」と呼ぶことにし、したがって現在の「当用漢字・教育漢字」という通称をも改めて「当用国字・教育国字」と呼びますと、「国字」ということばにさらに第五の意味が加わって、その結果は、かえって煩わしくなると思われれます。いろいろな角度から総合的に考えて、けっきょく、「漢字」および「国字」ということばの使い方は、これまでどうりにとどめておくほうがよいと思います。

## 7 ローマ字のつづり方について

### 第1表・第2表の使い方

【問】 ローマ字のつづり方について、告示・訓令が出ましたが、第1表・第2表の使い方について御説明ください。

【答】 御質問のローマ字のつづり方についての告示・訓令とは、昭和29年12月9日付の、内閣告示第1号・内閣訓令第1号で

発表されたものです。

1 この告示には、第1表と第2表との二つのつづり方が掲げられており、その使い方については、一応は「まえがき」と「そえがき」で示されているわけですが、なお、補足的に説明してみると、次のようにいえると思います。

まず、ローマ字のつづり方を決めるうえに、いろいろの考え方・立場があるわけですが、けっきょくは次の二つに大きく分けることができると思います。

(a) 外国語——主として英語——のつづり方の発音を基礎として、日本語を書き表わそうという考え方、すなわち外国語を通じて、外国人に便利であることを第1義とする立場。

(b) 日本語の性質に照らして、その上で、日本語を書き表わすのに、最も合理性の多い点にたとうとする立場。

以上の(a)の立場にたつか、(b)の立場にたつかによって、それぞれの音節を表わすつづり方のなかに違いが生じてくるものもあるわけですが、告示の第1表に示されたつづり方は、(b)の立場にたち、さらに実用性という面からも慎重な検討を経た結果採り上げられたものです。そして、第2表に示されたつづり方のうち、その前半は(a)の立場にたったものであり、後半は(b)の立場にたったものであるといえましょう。

2 第1表・第2表の使い方については、内閣告示の「まえ



がき」に、

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかにかえたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってもさしつかえない。
- 3 前2項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

とあります。

以上の趣旨からみて、一般には第1表に掲げたつづり方によることが原則であり、たとえ、国際的關係・対外關係の事務・業務においても、第2表に掲げられたような事情が存在しないような場合は、やはり、第1表に掲げたつづり方によるべきであろうと考えられます。

そして、このような場合に、第1表に掲げられたつづり方に慣れていない人に対する心づかいとしては、過渡的な処置として、注やかっこを用いて、第2表に掲げられたつづり方を併記するとか、あるいは音節の書き表わし方の対照表を添えるなり、発音符号をつけるなりすれば、読めないとか、読み誤られるとかのおそれはなくなるものと思います。

- 3 実際にことばや文を書く場合のとりきめのあらましが、「そえがき」として6項目にわたって示されていますが、

このうち、第1項～第4項（はねる音・つまる音・長音の書き表わし方など。）については、従来のそれぞれの方式の慣例と部分的には多少違っている点もあります。この点については、「まえがき」の第3項に「……………おおむねそえがきを適用する。」とあり、また「そえがき」にも、「……………おおむね次の各項による。」とありますから、従来の慣例や特別の必要などのために、そえがきに示されたとりきめによりがたいような場合には、必ずしも厳密にそえがきどおりでなくてもよいと考えられます。

4 第5項（特殊音の書き表わし方。）についても同様ですが、いくら「自由」だからといって、まったく好きかってなつづり方でよいというのではなく、やはり従来の慣例を重んずべきでしょう。

5 第6項（語頭の大文字。）については、文の初め、および固有名詞の語頭を小文字で書くことは、ローマ字文として、いまだ社会一般の慣習として認められているとはいえないようですから、何か特別の目的や意図のないかぎり、そえがきに示されているとおり、それらの語頭は大文字で書くべきでしょう。

6 固有名詞以外の名詞の語頭については、従来から、小文字で書き始めるものと、大文字で書き始めるものとの二とおりの方式があり、そのどちらを可とし、どちらを否とするとも定まっていませんので、この告示でも、そのどちら

をも積極的に肯定も否定もせずにあるものと思います。

そこで、実際に文を書くに際しては、どちらの方式によっても自由なわけですが、同じ文の中で、普通名詞のあるものは語頭を大文字で書き、あるものは小文字で書くといったようなことは避けるべきで、どちらかに決めて書かなければならないと思います。

なお、参考のために内閣告示を掲げておきます。(昭和29年12月9日付内閣訓令第1号「ローマ字のつづり方の実施について」は略しました。また、この訓令によって昭和12年9月21日付内閣訓令第3号は廃止されました。)

#### 内閣告示第1号

国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を次のように定める。

昭和29年12月9日

内閣総理大臣 吉田 茂

#### ローマ字のつづり方

#### ま え が き

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

#### 第 1 表

〔 ( ) は重出を示す。〕

a	i	u	e	o	
ka	ki	ku	ke	ko	kya kyu kyo

sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	yah	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第 2 表

sha	shi	shu	sho	
		tsu		
cha	chi	chu	cho	
		fu		
ja	ji	ju	jo	
di	du	dya	dyu	dyo
kwa				
gwa				
			wo	

そ え が き

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべて n と書く。
- 2 はねる音を表わす n と次にくる母音字または y とを切り離す必要が

ある場合には、n の次に ' を入れる。

- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に ^ をつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

## 8 かなの学習について

### かなの学習

【問】戦後小学校でひらがなから先に教えるようになったのはどう  
いう事情からですか。また、最近その問題が取り上げられ  
たそうですが、どういう事情なのですか。

【答】これは、かなのうちどのかなに優位性をおくかというので  
はなく、教育上どちらのかなを先に教えるかということ、  
またその際他のかなの学習をどうするかということが主とし  
て問題になりました。

現行の国語教科書のように、小学校第1学年の初めからひ  
らがなを用いるようになった事情については、文部省編「児  
童生徒のかなの読み書き能力」（初等教育研究資料第6集）  
に次のように説明してあります。

#### 1. 国語教科書における歴史的経過

- (1) 国語教科書における文字提出の歴史をふりかえってみると、古くは小学校の第1学年は、かたかな文または漢字交じりかたかな文を用い、第2学年以上においては、科学的教材等の特殊なものを除いては、漢字交じりひらがな文が用いられていた。
- (2) 昭和16年度以降終戦時まで使用されていた、いわゆる「あさひ読本」においては、小学校第1学年の前期用は、かたかな文を用い、後期用からひらがな文が加わり、第2学年以上においては、外来語、外国の人名・地名等の特殊な用法以外は、すべて漢字交じりひらがな文であった。
- (3) 昭和22年度以降の新教科書においては、後に述べるような理由等を考慮して、小学校第1学年の初めから、ひらがな文または漢字交じりのひらがな文を用い、第2学年から、外来語、外国の人名・地名等特殊な用法を中心に、かたかなを学習するという方針で現在にいたっている。

## 2. ひらがなを用いた理由

小学校第1学年から、ひらがなを提出した理由は、だいたい次に述べるとおりである。

- (1) 新憲法および法律文が、漢字交じりひらがな文になった。ただし法律文においても、戦前までのもので、現在でも行われているもの、および国家公用文において、横

書きに限り、かたかな文を用いている特殊な例外は認められているが、例外を除いてはすべて漢字交じりひらがな文が用いられている。

また一般社会においても、かたかなを用いる機会は、きわめて少なくなっているといつてよいかと思う。

- (2) もし従来のように、小学校第1学年の前期用だけ、かたかな文により、後期用以降は主として、ひらがな文を用いるとしたならば、小学校第1学年においては、かたかな・ひらがな・漢字という3種の文字の学習によって、児童の負担が過重になるおそれがある。

そこで現行の方法のようにすることによって、第1学年児童の負担を軽くし、一応ひらがなになれた後、第2学年から、特殊な用例を中心として、かたかなの学習をさせることが、学力向上の点からも望ましいと考えた。

- (3) 第3に、現在の一般社会生活における刊行物や、こどものための絵本・雑誌・新聞なども、すべてひらがなが用いられているので、第1学年の初めから、ひらがなを指導すれば、児童の読書力を制限するようなことがないばかりでなく、児童の個人差に応じて、第1学年のこどもといえども、高い程度の読書力へと発展させることが可能である。

以上のような理由によって、昭和22年度使用の国語教科書の小学校第1学年初めから、ひらがなを用いる方法

をとっている。

こうして、終戦後は第1学年からひらがなを教えるようになり、かたかなは第2学年から、必要に応じて、外来語や外国の人名・地名等特殊な用語などが出てくるに従って、教科書に提出して教えるようになってきました。ところが、これに対して、それではかたかなはよくおぼえられないし、かたかなは直線的で学習がやさしく、また漢字教育の基礎にもなるから、先に教えたほうがよいという説もありました。昭和29年12月20日には、中央教育審議会会長から文部大臣に次のような答申がありました。

#### かなの教え方についての答申

本審議会は、かなの教え方について、総会において慎重に審議した結果、次の結論に到達しましたので、答申いたします。

#### 記

小学校児童に、ひらがなから教えることについては、現場の教育者および学者、一般社会人の間にも、相当異論のあるところであるから、文部省は国語審議会ならびに教育課程審議会に付議して、その取扱を慎重に研究せられたい。



そこで、文部大臣は国語審議会に、昭和30年2月4日、この問題を付議しました。

国語審議会では、この問題につき、国語政策の方面、国語教育の方面、その他いろいろの観点から慎重に審議した結果、昭和30年7月12日、文部大臣に次のような報告を提出しました。

#### かなの教え方について（報告）

現在、社会では一般的にひらがな・かたかなの両方が用いられているが、現行の小学校におけるかなの学習は、ひらがなを第1学年から教え、かたかなを第2学年から教えることになっている。中央教育審議会会長からの文部大臣に対する答申によれば、この現状に対して、現場の教育者および学者、一般社会人の間にも相当異論があるというおもむきである。

この異論に対しては、社会生活をじゅうぶんに営む必要や、文字習得の難易を問題とする立場や、正書法を確立する考えなどから検討してみる必要がある。

国語審議会においては、慎重審議の結果、少なくとも小学校第2学年あるいは第3学年の終りまでに、かたかなをひらがなとともにじゅうぶんに習得させることが必要であると認めた。

その方法としては、次のようなことが考えられるであろ

う。

(1) 現にかたかなの表記が、一般に認められている語については、かたかな書きで学習させる。

(2) かたかなの学習を効果的にするために、学習の過程において、かたかな書きの語、句または文をまじえる。

このようにして、かたかなについても全部、遅くも第3学年の終りまでに習得するよう指導されることが適当であろう。

国語審議会としては、正書法その他国語国字政策の方向についてはあらためて検討することとし、中央教育審議会の答申に関しては、上のような結論に達したことを報告する。

なお、初等中等教育局では、かなの学習指導に関しては、昭和27年度以降実験学校を設けて調査研究を行ってきましたが、昭和29年度の研究成果は、最近、「国語実験学校の研究報告1」として刊行されました。

## 9 学術用語について

### 学術用語の整理の事情

【問】これまで学術用語の整理は、どのようにして進められてき

ましたか。

【答】わが国で今日まで用いられてきた学術用語の多くは、近代科学の西欧からの移入や、その後のわが国の学問の興隆・発展に伴って、当時の多くの先覚者が各時代の要求を満たすために苦心を重ねて作り上げたものであって、いわば時代とともに生れてきたものであります。その労苦の跡は、医学の分野で「腺」や「臍」などの新字が考案されたことからもうかがい知ることができまじょう。

しかし、この当然の成行きとして、学問の分野によっては用語に難解な漢字が用いられたり、用語の関連性が失われたり、また同じ事らについて種々の用語が生れたりして、複雑・難解なものが多くなって、初学者はいらまでもなく、専門家の間でさえ混乱を招き、時としてはそのために事実を誤解するようなおそれをも生じるようになりました。たとえば *Caricaceae* というラテン語の植物分類学上の科名に対する和名には、万寿、万寿果、萬寿果、万寿菓、蕃瓜樹、蕃果樹、ばんくわじゆ、チチウリノキ、もくくわ、パパヤ、パイヤというような多くの用例が文献から見いだされているのです。

このように多様な表現が行われることは、それが科学技術の用語であるだけに、学術研究上また教育上まことに不便であり、これらを整理・統一して標準用語を選定することの必要性が、古くは明治・大正のころから識者の間に唱えられ、当時、すでに理学・工学関係の用語集を編集・刊行した学会

もあり、さらに昭和にはいつてからは、工学・医学の分野において、政府や学会の手によって標準用語集が刊行されるようになりました。ここに諸学会の刊行した用語集をいくつかあげてみますと、日本化学会「改訂化学語彙」（昭和3年）、造船協会「船舶工學術語集」（昭和5年）、日本機械学会「機械工學術語集」（昭和7年）、土木学会「土木工学用語集」（昭和11年）、工業化学会「工業化学語彙」（昭和14年）、日本医学会「医学用語集」（昭和18年）などがあります。また、昭和6年には日本工学会において、工学の分野の二学会以上に共通する用語を調整する目的で、関係学会の合同審議に着手しましたが、その後、日本工学会「工学共通用語」（昭和14年）が発表されました。

一方、昭和6年には政府において臨時国語調査会が大正12年に発表した「常用漢字表」および「常用漢字略字表」に一部修正を加えましたので、学術用語特に工学用語の統一・改訂が必要となり、資源局資源審議会に標準用語調査会を設け、各種資源に関する標準用語の制定に着手し、昭和6年から昭和14年の間に資源局編集の標準用語を発行しました。

次いで、昭和16年には、企画院において科学技術の全般にわたる標準用語整備の原案作成を全国科学技術団体連合会（全科技連）に委嘱し、多数の委員の協力により答申原案が作成されましたが、昭和20年の終戦でこの事業は中絶しました。

その後も各方面から学術全般にわたる用語の調整・統一が要望されてきたのですが、昭和21年11月に「当用漢字表」と「現代かなづかい」とが、また昭和23年に「当用漢字音訓表」が制定・公布されるに及んで、この趣旨にそって、従来試みられてきた自然科学の諸分野のほか、人文科学の諸分野をも含めた広い領域における学術用語の整理・統一の画期的事業が、文部省によって開始されることになりました。

現在これが学術奨励審議会学術用語分科審議会の手によって遂行されているのですが、これらの経過ならびに整理方針等は、文部省編「学術用語集」のシリーズの各編の「序文」および「まえがき」にしるされてありますので、参考までにそれを掲げておきます。（学術用語集，船舶工学編による。）

### 「学術用語集」序文

わが国における複雑多様な学術用語を整理統一する必要は、古く明治・大正のころから唱えられ、当時すでに理・工学関係の用語集を編集・刊行した学会もあり、さらに昭和にはいつてからは、工学・医学の一部の分野については、政府や学会の手によって標準用語集の刊行されたこともあった。

昭和21年11月、政府は、「国民の生活能率をあげ、文化水準を高める」ために「当用漢字表」と「現代かなづかい」を告示し、各官庁においてこれを使用するとともに、広く

各方面にこの使用をすすめたのであるが、これを契機として、学術用語を平易・簡明なものに統一することが、学界・教育界の各方面から、改めて要望されるにいたった。

そこで文部省では、昭和22年2月、当時の学術研究会議に学術文献調査特別委員会学術用語制定分科会を設けて、新学術用語制定のための調査審議に着手した。その後、行政機構の改革により、この事業は文部省の学術用語調査会に受け継がれ、さらに昭和24年7月以降、この調査会は文部省学術奨励審議会学術用語分科審議会と改称して、引き続き審議にあたり今日に及んでいる。

この事業は幸いに、関係学会・団体の全面的な協力のもとに、今回上記審議会において各学術分野ごとに成案がまとまったので、これを文部省において編集し、順次「学術用語集」の各編として刊行することにした。

なにぶん、新用語の制定は、一語一語につき慎重な検討を経るすこぶる煩雑な作業を必要とし、そのため、審議にあたった関係の委員・専門委員は、想像以上の労苦をかさねられた。本書の刊行に際し、これら関係各位の多年の努力と熱意とに深く謝意を表する次第である。

もとより、学術用語の制定と称しても、今回制定した用語を、政府において一般にその使用を強制しうるものではない。しかし、学術用語を簡易・統一化し、これが広く使用されることは、政府としても強く希望するところであり、

そのために、この事業を多年にわたって遂行してきたのである。また、日本学術会議においても昭和26年11月第11回総会で、「学術用語の制定のことは、学問の進歩とその正しい普及にとってきわめて重要なことであるから、現在文部省学術用語分科審議会において実施している事業は、これを完成にいたるまで必ず継続されたい。」と議決し、政府に要望されたのである。

ここに刊行する用語集は、その制定の方法と手続において、当該分野の専門学会はもとより、関係諸学会の意見をじゅうぶんに組み入れるよう最善を期したつもりである。

本書を通じて、新用語が学界・教育界さらに広く一般社会に普及徹底し、国民各層に使用されることによって統一の目的が達せられ、研究・教育また社会生活上に多くの利便がもたらされることを念願してやまない。なお政府は、昭和29年7月8日の次官会議において、「今後、各省庁において使用する専門用語は、文部省編集の学術用語集に記載されているものを基準として、これに統一するよう努めること。」を申し合わせ、率先して新用語の使用に努めることになった。ここに本書刊行の経過と趣旨とをのしるして序とする次第である。

昭和30年11月

文部省大学学術局長

稲田清助

## 「学術用語集」まえがき

わが国の学術用語の多くは、海外からの近代科学の移入や、その後におけるわが国の学問の発達に伴い、各時代の必要を満たすために、多くの先覚者が苦心を払って作り上げたものであり、いわば時代とともに生れてきたものである。

したがって学問の分野によっては、用語の関連が失われたり、種々難解な漢字の使用や重複・不統一があったりして、専門家の間にさえ混乱を招き、時としてそのため事実が誤解されるおそれさえ生じたのである。戦後、漢字・かなづかいの簡易化が推進されるとともに、学術用語についても、新時代に適應する平明な用語に統一しようとする気運が、各方面に高まったのは当然のことであった。

当審議會は新しい学術用語の制定に関し、文部大臣の諮問を受け、昭和22年自然科学関係の用語から調査審議に着手し、昭和25年には人文科学の一部にも手をひろげて、目下なお審議を進めている。

この事業の遂行に際し、審議會は次のような方針をとった。

第1に、審議會は、新用語の制定は関係学会の意見に基づいて決定すべきことを認め、審議會委員の構成については、関係の学会・協会の意志がじゅうぶん反映しうるよう配慮



した。すなわち、自然科学部門については、現在までに、数学・物理学・化学・動物学・植物学・地学・機械工学・電気工学・土木工学・建築学・採鉱や金学・船舶工学・農学・医学および工業技術関係用語の調整のため、特に工業標準用語ならびに映画技術につきそれぞれ専門部会を設け、また人文科学部門についても、経済学・宗教学・図書館学・法律学政治学・心理学の専門部会を置いているが、これら部会の委員は、関係の学会・団体を代表する委員をもって組織する方式をとった。したがって審議会は現在委員38名、専門委員 352 名をもって構成し、運営されている。また各専門学会の調整連絡に当るためには、事業に着手した当初は各専門部会の主査をもって主査部会を構成したが、昨年7月にこれを廃止して審査部会がこれにあたることにした。ただし、以上の各専門分野においては、各学会の事情もあって、同一歩調をもって並行的に作業を進めることができないで、進度はまちまちとなり、その点すこぶる苦心を要した。

第2に、審議会としては、学術用語の整理につき一般方針を次のように定めた。

- 1 用語は平易・簡明で理解しやすく、かつ語感のよいものを選ぶこと。
- 2 普通に使用される慣用語は、はなはだしく不合理なものでない限り、これを尊重すること。

3 国語を尊重すること。

俗語でも適当と考えられるものは、用語中に採録すること。外国語ですでに慣用されているもの、もしくは国際的用语となっているもの、または適当な訳語のないものはむしろこれを尊重すること。

4 略語・略称であっても普通の慣用語となっているものは採用することを妨げないが、極端に符号化したものは避けること。

5 同音異義の用語（特に漢語）は、つとめて避けること。

6 意味のない漢字の使用（特にあて字）は、つとめて避けること。

7 用語については、大要次の方針によること。

1) 漢字は、当用漢字表（昭和21年11月16日付内閣訓令第7号および内閣告示第32号）によること。したがって、同漢字表にないものは書き改めるか、または他の語に言いかえること。

2) かなづかいは、現代かなづかい（昭和21年11月16日付内閣訓令第8号および内閣告示第33号）によること。

3) 外国語の表記は、かたかな書きを原則とし、大要文部省所定の「外国の地名・人名の書き方」を準用すること。

4) 用語のローマ字書きは、「ローマ字のつづり方」（昭和29年12月9日付内閣告示第1号および内閣訓令第1

号) の第1表に掲げたつづり方によること。

5) 送りがな, その他の表記に関しては, 大要文部省所定のものによること。

以上のほか学術用語の表記の問題については, なお当審議会として国語審議会の意見を聞き, 以下のような回答があったので, それによることにした。

### 1 外国語・外来語の表記について

a) 外来語をかな書きにする場合, さしつかえないかぎり, 「ファ」「フィ」「フェ」「フォ」・「ヴァ」「ヴィ」「ヴ」「ヴェ」「ヴォ」の代りに, 「ハ」「ヒ」「ヘ」「ホ」・「バ」「ビ」「ブ」「ベ」「ボ」と書く。

b) 外来語をかな書きにする場合, さしつかえないかぎり, 「ティ」「ディ」の代りに, 「チ」「ジ」と書く。

c) 外来語および外国語の地名・人名をかな書きにする場合, 原語のつづりにおける ia の a は, 原則として「ア」と書く。

### 2 英語語尾の長音符号について

原語のつづりの終りの er, or, ar などをかな書きにする場合には, 長音符号「ー」を用いる。ただし, 省く慣用のあるものや, これから造る術語では, 必ずしもつけなくてよい。

### 3 術語のかな書きと送りがなについて

a) 特に術語であることを明らかにしたい場合には,

かな書きの部分はかたかなにしてもよい。

b) 術語の送りがなは、難解・誤読を避けるに必要なかなを送る。

第3に、用語制定には、次のような手続をとった。

- 1 各学会を中心として、それぞれの分野の主要な著作・辞典から、最近の科学の進歩に相応じうるような、最も総合的な用語集を作るよう配慮して、用語を採録・収集する。
- 2 各専門部会で、この採録・収集した用語を、前記の整理方針により改訂・整理する。
- 3 専門部会相互の間に意見を異にするものは、関係の専門部会で調整し、またできるかぎりその原案を印刷に付して世論に問い、再調整を行う。
- 4 この結論を国語審議会に連絡して、国語改善の見地から審査を行う。
- 5 審査されたものを総会に付議して制定案を決定し、文部省に答申し、文部省はこれを編集・刊行する。

当審議会としては、学術用語制定の重要性にかんがみ、以上のように慎重な方策・手続きをたてて事にあたったが、上述のように各分野の歩調を整えることはきわめて困難で、かつ、わが国で自然科学および人文科学の両分野にわたり、このように学術標準用語が制定されることは、はじめてのことであり、しかも用語は生きたものであるので、

一挙に完全を期するわけにはいかなかった。特に次の3事項については、厳格に一定することは困難であると認めたので、用語集のものをそれぞれの部門において標準とするが、以下のように決定した。

- 1 送りがなをつけるか否かは、読み誤らないことを判断の目安としたが、送っても送らないでも、誤りではないことにする。
- 2 英語語尾の長音符号「ー」は、用いても略しても、誤りではないことにする。
- 3 用語をかたかなで書いてもひらがなで書いても、誤りでないことにする。

この用語集にも、なお改訂を要するものや、学問の進歩とともに追補すべき新用語が少なからずあると思われるが、これらの点は後日いっそうの改良を加え、版を重ねるにつれて、名実ともにわが国の学術標準用語集として権威を高めることを期したい。

願わくは、利用者各位におかれても批判・検討を加えられ、ふじゅうぶん、不適當な箇所を惜しみなく指摘されるよう切望する次第である。(後略)

昭和30年11月

文部省学術奨励審議会学術用語分科審議会

会 長 有 光 次 郎

## 「学術用語集」の刊行

【問】「国語問題問答第3集」に「学術用語集」の5編までが紹介されていますが、その後、どんなものが発表になっていますか。

【答】前集に紹介した5編を含めて、現在まで発行になっている「学術用語集」の全部を次に載せておきます。

編名	刊行年月	発行所
数学編	昭和29年3月	大日本図書株式会社
物理学編	〃	〃
動物学編	〃	〃
土木工学編	〃	土木学会
採鉱や金学編	〃	日本鉱業会
化学編	昭和30年3月	南江堂
機械工学編	〃	日本機械学会 (技報堂発売)
建築学編	〃	日本建築学会
船舶工学編	昭和30年11月	造船協会 (コロナ社発売)
植物学編	昭和31年4月	大日本図書株式会社

なお、今後発行を予定するものに、図書館学編・電気工学編・地学編・農学編などがあります。

## 学術用語と当用漢字

【問】新用語は、全部当用漢字になっていますか。

【答】当用漢字以外の字は、かな書きという原則で整理されています。たとえば、

凸→とつ、凹→おう、鑢→やすり、碇子→がいし、  
油砥石→油といし。

わかりやすい外来語とするか、適当に言いかえたものもあります。たとえば、

汽罐→ボイラ、水槽→水タンク、堰堤→ダム、火花間隙  
→火花ギャップ、鉍滓→スラグ。

熔融→融解、輻射→放射、自然淘汰→自然選択、棲息地  
→生息場所。

このほか、あて字はつとめて避けるという方針ですが、次のような漢字の置きかえを認めたものもあります。

たとえば、

熔接→溶接、吃水→喫水、沈澱→沈殿、拋物線→放物線  
醋酸→酢酸。

いずれにしても、公表されたものは、一応は当用漢字と現代かなづかいによっています。

### 「学術用語集」の普及

【問】「学術用語集」の新用語の普及について、どのような措置がとられていますか。

【答】これについては、昭和29年7月8日の次官会議で次の申合

せがなされました。

#### 専門用語の統一に関する次官会議申合事項

今後、各省庁において使用する専門用語は、文部省編集の学術用語集に記載されているものを基準として、これに統一するよう努めること。

このように、政府は率先して新用語の使用に努めることになりましたので、この趣旨にそって、学界・教育界・報道界などに対してもその使用と普及について協力を求めています。

また、学校教育における教科書の地位はこの面で特に重要なので、学習指導要領等の作成にあたっても使用に努めるようにしております。

一方、UNESCO と ISO (International Standard Organization) が実施している術語の標準化と各国語対照辞書の編集についての国際的事業に積極的に協力する意味で、学術用語集の各編は、発行されるたびに、両本部に送付されております。

## 10 国語問題と国語政策について

【問】国語問題とか国語政策とかいうことが言われますが、どういふところに問題があり、また、それに対してこれまでどん



な政策がとられてきましたか。

【答】これについては、「国語国字の問題点」と「国語政策に関する機関」と「終戦後の国語政策」という三つの方面から概観してみましょう。

## I 国語国字の問題点

国語国字の問題は、明治以来先輩先覚者の努力によって、おおよそ解決し、その整理の方向については、ほぼ意見の一致を見てきたのですが、個々の問題については、なお、その具体策に異論がないわけではありません。また、時勢の進み行きによって新しい問題が生じています。

国語問題は、明治年間においては、まず、むしろ国字問題として論議されたといってもよいでしょう。すなわち、文字の簡易化をはかって国語の書き表わし方を簡略にしようということにまず努力が集中されたといっても言い過ぎでありませぬ。これは、ひとつは文字を言語そのものであると思ひ過ぎたこともありませぬが、わが国においては、文字の問題が、いちばん関心の的となったからでしょう。かなという便利な文字があるのになぜ漢字を用いなければならないか。かなは1種類でいいではないか。漢字で書くのをかな書きにするのなら1歩進めてローマ字を採用したらどうか。いや根本的に国語にいちばんよく合った文字を案出したらどうか。こういうふうに文字論が熱心に論議され、ある程度実行

されました。それが落ちついて漢字かなまじり文の現実を認め、その中で漢字の字数・用い方を合理化してゆこうという漢字制限論になっていったのですが、これにも、自然の成りゆきにまかせるべきであるという論と、わくを設けてその範囲を制定すべきであるという論とがありました。しかし、これも実際問題としてはわくが必要であって、そのわくのとりきめが、いろいろ試みられてきました。もちろん、かなにも、ひらがなの変体がなにとどまらず、いずれの種類にも、異体のかながあったわけですが、これも1音1字の原則で統一されていきました。同じように漢字についても、その字体の統一簡易化が、くり返し論議されました。

以上のように、国語問題は国字問題として出発した観がありますが、このように文字の問題が論議されたのは、教育の負担の問題として大きな意義をもっていたからです。学制がしかれて義務教育が行われるようになっては、児童生徒の学習を容易にするため、文字の負担を軽くすることが大きな考慮すべき問題でありました。そして、この義務教育の問題としては、その教育に用いる文章・談話語は、いかなるものによるべきかが決定を迫られました。文章語は普通文としてほぼ統一されていきましたが、これをなお一定したものとするのには、解決すべき問題がありました。談話に用いる言語としては、東京語によるべきかどうか、よるとしても、この中からいかなるものを選ぶか、それをいかに洗練してゆくかと

いうようなことです。

以上のような標準語の決定，文字の規準に関しては，徳川幕府時代から明治時代となつては，近代国家としてあらゆる準備を急速に整えなければならない時期であり，その責任は政府にあったので，文部省は，しかるべき機関にはかつて，決定し実施してきました。すなわち，国語問題が国語政策として世の中に現れたわけです。

なお，教育上の負担の問題としては，いわゆる言文を一致させ，口語文をもって教育を行おうとする努力がなされました。他教科はもちろんのこと，国語科においては，口語文による学習が中心となってゆき，それにつれて，談話語の基準が定められ，口語文のひな型が確立されていきました。しかし口語文の確立に伴い，文章語は，いかに当代語によつても本質的に談話語とは異なつたものであるという差を生ずるだけにとどまらず，一種の文章語が成立していったのです。ここに新しい言文一致の問題が生じました。

もちろん言文一致は，新しい文学上の考え方とともに問題にされ，文学者の創作活動によつてその成果を収めたのですが，もともとと言文二途に分れていたのをうれえて，これを一途にすべきことを説いた先輩によつて口火を切られた問題であり，時を同じくして努力した教育者・学者の功績も偉大なものでありました。教育の問題としても，切実に研究されその実行がはかられた点では，やはり国語問題にとどまらない

で、国語政策として、政府機関の推進も大いに力のあったことが認められなければなりません。

なお終戦後、憲法の口語化に伴い政府の公用文は口語体となりました。ここに現代の文章は、一応すべて口語文ということになりました。また、これに伴って、法律文のような厳密を要する文章をいかに口語体によって書き表わすか、その組立にくふうを必要とすることになりました。口語体の文章語に新たな分野が生ずることともなりました。

この言文一致と標準語との問題は、明治以来の国語国字問題としては、最も解決に成功したものとされるものですが、これに対して、国字の問題は、終戦後、当用漢字表、現代かなづかい等の制定によって、政府としては、解決を見たのですが、一般の普及徹底には、なお努力すべきものがあります。さらに細かい国字の問題には、解決すべきものが残されています。すなわち問題ごとにあげてゆけば、いかなることばに漢字を用い、かなを用いるか、また、かなを用いるにしても、かたかな・ひらがなのいずれを用いるか。一つのことばを漢字とかなとを用いて書き表わすとき、かなはどの程度つけるか。かなで書くとき、そのかなの使い方はどういう体系によるか。これらについて、国語を書き表わす標準の書き方が必ずしもきまっていません。正書法が確立しているとは言いきれません。なるほど大づかみな方向はきまっています。たとえば、漢字とかなとを用いて書くということ。その

ときかなは全体として1種類のかなを一貫して用いること。ひらがなと漢字とを用いて書くとき、かたかなの用法に一定したものがあること。単語によって漢字で書くか、かなで書くかがおおよそきまっていること。かなと漢字とを用いて書くとき、どの部分にかなをあてるかについて最小限のかなのあてかたはきまっていること。かたかなのみを用いて書く特殊の用法のあること。かなを書くとき、そのかなの使い方の体系には、現代口語文には現代かなづかいが制定されていること。こういうことはきまっていますが、個々のものになると、未解決のものが残っています。送りかな法、外国語・外来語の表記法、現代かなづかいによる語表記の確定、など。

そして、漢字漢語については、言文一致、標準語の問題に関してなお解決すべきものが多くあります。特に、現代のように、公衆伝達ということがますます重要になってきますと、よけいこの問題の解決を迫られます。新聞は、広く公衆に対する報道機関であり、機械による伝達であり、速度を必要とするので、その発達には、漢字制限によって印刷能力を高め、漢字から来る読書の抵抗をなくすることが必要でありましたが、ラジオの発達は、さらに、この漢字漢語によることばの合理化を促しました。ラジオには耳で聞いてわかりにくいことばは不適當であり、特に同じ音で意味を異にする語は避けなければなりません。漢字漢語には、そういう同音異義の語

が多いので、目で見えて理解するのには適していても、その特長がそのままラジオでは欠点ということになるわけです。そして放送では、談話語として特別のくふうが必要であって、その技術の研究の結果、談話語に盛ることのできる内容の限界、文章構成法、それに用いられる単語などが明らかにされ、この方面からも、いわゆる言文一致ということが再検討されてきています。（国語シリーズ「やさしい新聞文章」「話しことばの性格・話しことばの表現」参照。）

なお、標準語教育は、主として教科書を通して行われ、新聞・読み物によって行われ、そのため標準語といえは書きことばの世界のことであって、話しことばにははたして標準語といえるものがあるかどうか。アクセント・イントネーションにいたっては、標準語というものが実在しているかどうか。こういう論もあったのですが、ラジオの普及に伴って、その標準語教育に占める比重が大きくなり、アナウンサーのことばが標準語・標準音と考えられるようにさえなりました。さらに終戦後は、すべての方面において画一を避ける考え方が強くなり、一般人の放送には方言色が濃くなり、特に民間放送の発達に伴い地方色が豊かになってきて、別の意味でラジオと標準語教育の問題が識者の注目するところとなってきました。なお、娯楽番組におけるもじった言い方の類が、品位ある国語を乱し、児童生徒に好ましくない影響を与えないかという問題も起り、そういう意味からも、国語とラジオとの

関係が大きく写し出されてきました。ことに、教育上の問題とも関連して、国語政策の新たな分野が生じてきています。

こういう漢語整理の問題に関連して、外来語と外国語の問題があります。従来は、外来語・外国語の類は、当初は原語のままはいつてきていても、それを音訳したり、さらに意訳したりして、国語化・漢語化して用いる傾向がありました。『クラブ』を『倶楽部』と書き、『シャボン』を『せっけん(石鹼)』とするようになったのは、その一例です。しかし、漢字・漢語の整理の立場からいえば、原語のまま取り入れようとする立場も生じます。ラジオを『無線放送(機)』といい、テレビを『電送映写(機)』といったほうが、理解の手がかりがあるといえますが、翻訳では、けっきょくその機能・性質の一部しか言い表わせないので、原語をそのまま用いたほうが、物をそのまま表わし、発音としても簡単だということです。このときにも、ラヂオ、ラディオとするか、ラジオでいいか、テレヴィジョンとするか、テレビジョンとするか、テレヴィとするか、テレビでいいかというような問題が生じます。外国語の取り入れ方にも、その発音と書き表わし方にも問題が起ってきます。

以上、新聞・ラジオなどの公衆伝達方法の発達に伴って、国語の機械化による簡易化が必要となったことを述べましたが、このことは、タイプライターその他現在の高度の印刷機にもいえることであり、さらに、模写電報、電子翻訳機など

の発達に伴い、新しい角度からの国字問題が提供されてきています。タイプライターを能率化するためには、その文字盤に載せる文字の数を少なくすることが必要であり、ここに漢字制限を要望することになります。また、その文字の配列も漢字漢語の研究と密接な関係があります。カナ文字タイプ・ローマ字タイプの試みがなされているのも、このためです。これらは、漢字の字数制限に関したことです。その字体についても問題になります。たとえば、模写電報の類では、その字体が電波に乗りやすいということが問題になるといわれます。こういう機械化によって国語が影響を受けるべきではないという論もありますが、実務の世界では、やむをえないことであり、これが一般の国民生活とどう関連し、ひいては、高度の言語生活にどうひびいてゆくかが、今後の問題です。たとえば、テレビ塔に掲げた標識灯に「公明せんきょ ○○テレビ」と書いたり、電光ニュースにかな書きが多かったりするなど、機械による国語表現の例であるというだけでなく、国語表現の現実を示しているともいえましょう。これらは、国語には単語によって漢字で書くもの、ひらがなで書くもの、かたかなで書くものの別があることを示すだけでなく、電気サインなどでは、物の性質上複雑な漢字を示すことのできないことを物語っています。これが、特別な場合や物のときにとどまっているうちは問題はありませんが、その範囲が広がってくると、国語問題となり、国語政策を必要とします。



また、国語には敬語の言い方をどうするかという問題があります。これは、ことばの問題であって、ある意味では標準語の問題といえますが、一方、社会秩序・社会体制に関する問題で、いろいろな問題をはらんでいます。単に階級・階層に関するものとしてのみ考えることができず、そうかといってそのままにしておくと、日本語の構造ともからみついて、ますます繁雑になりかねない点もあって、その合理化が必要となります。文章語では、言い直し、書き直しができるが、談話語では、その場で適正な用い方をしなければなりません。放送などにおいて特に研究されているのは、その事実を示すものです。放送の内容に関してだけでなく、聴取者に対してどういう言い方をするか、二重の意味で大きな問題となっています。その点、新聞でも同じです。もちろん、教育上は、その規準がどこにあるか規準の設定がむずかしく、しかも、その習得に努力とくふうとを要するだけでなく、その規準の設定が児童生徒の教育のしかた全体とも関係してくる面があるので、非常に大きな問題となります。

以上大観したように、国語国字問題には国字の問題、標準語の問題、言文一致の問題、正書法の問題、特に新聞やラジオなど公衆伝達方法の高度の発達に伴う漢字・漢語の問題、外国語・外来語の移入とその表記法の問題、これからの敬語の問題などがあります。これらは、さきにも触れたように、そのだいたいのあり方と方向は示されてきていますが、なお

解決すべき点が多いのであります。

## II 国語政策に関する機関

この国語政策を調査審議し、これを実施する機関には、現在では、文部省調査局国語課と、その所管する国語審議会・国立国語研究所とがあります。

国語課についていえば、昭和15年11月図書局に設置された国語課は、その後教学局に移され、20年7月教学課に併合され、終戦後は同10月に教科書局が設けられて、国語の調査および整理統一に関する事、国語審議会に関する事は次々とその第2編集課・調査課・教材研究課に移され、22年4月同局に新たに国語課が設置され、国語の調査および整理統一、国語審議会の事務のほか、ローマ字の調査に関する事務をもつかさどることになりました。ついで、同年5月その事業として、ローマ字に関する教科用図書の編集などが加えられました。24年5月文部省設置法が公布され、国語課はさらに調査普及局（現在の調査局）に移されました。

現在の国語課の事業の概要を示せば、国語審議会・国立国語研究所についての事務のほか、次のような事業を行っています。

### 1 国語改善策の普及

国語審議会の建議等に基づいて、国語改善策を企画立案し、

政府機関・教育界・社会各層への普及を図ります。また、下記の普及事業を行っています。

- (1) 改善策の普及資料としての国語シリーズの編集刊行。
- (2) 公用文の改善について各行政機関に対する助言。

文部省官房総務課と協力して文部省公文書の書式文例集の編集。

- (3) 文部省内刊行物の用字用語文体の審査。

審査は「文部省刊行物表記の基準」（昭和25年9月）によっています。（この基準は、後に文部省編「国語の書き表わし方」として公刊されました。）

- (4) 全国各地区別の国語教育研究協議会の開催。

## 2 国民の読み書き能力の調査

この調査は、国民が、社会生活に必要な欠くことのできない最低限度の読み書き能力を持っているかどうかの実態を調査し、(1)戦後の国語政策の妥当性、(2)教育における文字言語の障害の有無、(3)今後の国語改善策企画上の根拠を明らかにしようとするものです。3か年計画により、満18歳前後の青年男女を対象とし、精密な調査を行うこととし、第1年度は1昨年川崎市で準備調査を実施し、それに基づき関東地区で調査を実施しました。第2年度は東北地区で実施しました。

## 3 漢字学習指導基準の設定

義務教育期間に習得すべき当用漢字別表の漢字（いわゆる教育漢字）の学年配当案作成のため、昭和27年以来、実験学

校を設けて実験調査を行ってきましたが、成案を得るにいたりませんでした。（昭和27～28年度の調査報告については、国語シリーズ「漢字の学年配当」参照。）

#### 4 ローマ字教育実験調査

ローマ字教育に関する基礎的な資料を得るため、昭和26年9月から29年3月まで、全国20学級について実験調査を行いました。（その実施の経過については、国語シリーズ「入門期におけるローマ字文の学習指導」、「やや進んだ段階におけるローマ字文の学習指導」、「さらに進んだ段階におけるローマ字文の学習指導」参照。）

国語審議会についていえば、昭和9年12月臨時国語調査会が廃され、国語審議会が文部大臣の諮問機関として設けられ、国語の統制、漢字の調査、かなづかいの改定、文体の改善に関して諮問に応ずることになっていましたが、24年6月文部省設置法に基き政令による国語審議会となり、国語の改善、国語教育の振興に関する事項を調査審議し、これらに関し必要と認める事項を文部大臣および関係大臣に建議することとなりました。

一方文部省では、終戦後、21年ローマ字教育実施の根拠とその方法を審議するためローマ字教育協議会を設け、「ローマ字教育を行ふについての意見」および「ローマ字教育の指針」の成案を得ましたが、ローマ字問題にはつづり方等の解

決に困難な問題があるので、さらにローマ字問題全体に関する審議研究を重ねるため、23年10月ローマ字調査会を設けました。ローマ字調査審議会は、これのさらに発展したものであって、24年6月文部省設置法に基いて設けられ、ローマ字による国語の表記法、ローマ字による国語教育に関する事項を調査審議し、およびこれらに関し必要と認める事項を文部大臣および関係各大臣に建議するものでした。ローマ字調査審議会は25年4月国語審議会に併合され、ローマ字調査分科審議会となりました。

昭和24年6月文部省設置法に基いて新しく設置された国語審議会の審議の次第についていえば、その第1期には、国語白書作成部会・漢字部会・話しことば部会・敬語部会・公用文法律用語部会の5部会を設け、まず国語白書作成部会によって作られた「国語問題要領」に基いて、他の4部会の審議を進めました。この要領は、その審議の基準としては、(1)義務教育を容易にすることができるかどうか、(2)一般の言語生活、特に文字の使用と理解とを能率化することができるかどうか、(3)公衆に対する言語として適用できるかどうか、(4)文化を創造したり受けついたりするのに、どんな影響を与えるか、の四つの条件があげてあります。その後、人名用漢字の問題を処理するために、漢字部会とは別に固有名詞部会を設けました。また、25年4月、ローマ字調査審議会との合併により、国語審議会の中にローマ字調査分科審議会を設置してロ

ローマ字に関する事項を継承してから、分科審議会に属する部会として、ローマ字のつづり方、わかち書きの2部会を設けました。なお、国語審議会の1部会として、ローマ字教育部会を設けました。(なお、詳しくは、「国語審議会報告書——付議事要録——昭和24年6月～27年4月」参照。)

第1期国語審議会は、昭和27年4月に改選されました。第2期には、漢字部会・表記部会・標準語部会・法律公用文部会・術語部会・固有名詞部会の6部会を設け、また、ローマ字調査分科審議会は、まず、全員をもってつづり方の審議に当り、その審議の完了後は教育部会・わかち書き部会を設けました。(なお、詳しくは、「国語審議会報告書——付議事要録——昭和27年4月～29年4月」参照。)

第2期の国語審議会は、29年7月に改選し、第3期は大きく第1部会(表記部会)・第2部会(話しことば部会)の2部会を設け、ローマ字調査分科審議会は、まず、全員をもって審議に当たってきました。現在は次のような審議が行われています。(1)第1部会 表記に関する事項 (2)第2部会 話しことばに関する事項 (3)小委員会 正書法について (4)ローマ字調査分科審議会 ローマ字教育に関する事項。

国語研究所についていえば、国語国字の改善をはかるためには有力な研究機関が必要であって、国語調査委員会・臨時国語調査会・国語審議会等はその役を果してきたのでありま

すが、終戦後、国語国字問題が重視されるにつれ、国語に関するさらに科学的総合的な研究機関の設立が強く要望されるようになりました。第1次米国教育使節団報告書にも、国語委員会が設けられ、それが国立国語研究所に発展するかもしれないとありました。国語審議会では、21年9月第11回総会において、当局に国語研究機関の設置を強く要望しました。また、22年8月、「国語国字問題の研究機関設置に関する請願」が衆参両院に提出され、議決採択され、内閣に回付されました。23年4月、政府ではその実現に努めることに閣議決定を見、予算も確保できることになりましたので、文部省では国立国語研究所創設委員会を設け、その原案に基き、国立国語研究所設置法案が内閣から国会に提出され、11月可決成立し、12月20日、公布施行されました。国立国語研究所は、国語および国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くための研究機関で、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他の重要事項については、評議員会が審議して所長に助言することになっています。国語政策は、この国立国語研究所の科学的調査研究の結果などを活用して国語審議会の良識ある審議決定を経て、国語課が実施してきております。

(同所年報報告類参照。)

なお、学術用語については、学術奨励審議会の学術用語分科審議会がその調査審議決定に当たっています。(文部省編「学

術用語集」参照。)

### Ⅲ 終戦後の国語政策

これらの機関において、いかに国語政策が決定されてきたか。これを年次的に問題別に述べれば、次のとおりです。

表記法の簡易化とその普及についていえば、戦時中の図書局・教学局に所属した国語課の国語調査の事業は、終戦後、21年3月「送りがなのつけ方」「外国の地名・人名の書き方」「くりかへし符号の使ひ方」「くぎり符号の使ひ方」としてまとめて発表されました。国語審議会でも、17年に議決答申された標準漢字表の再検討が始められました。これは、常用漢字表(1,295字)としてまとめられ、21年5月第10回の総会で否決されましたが、同年11月、第12回総会で当用漢字表(1,850字)が議決答申されました。これは、さきに9月第11回総会で議決答申された現代かなづかいとともに、21年11月、現代国語を書き表わすために日常使用する漢字の範囲、現代国語の口語文を書き表わすかなづかいとして内閣から告示・訓令をもって公布されました。(当用漢字表は内閣訓令第7号同告示第32号、現代かなづかいは内閣訓令第8号同告示第33号。)そして、今後各官庁ではこれを使用するとともに、広く各方面にその使用を勧めて、制定の趣旨の徹底に努めるよう希望されました。翌年4月には、国定教科書の表記に、適用されました。



ついで、22年9月、第13回の総会で当用漢字音訓表・同別表が議決答申され、23年2月内閣から以上と同じような趣旨で告示・訓令をもって、公布されました。（当用漢字音訓表は内閣訓令告示第1号、同別表は内閣訓令告示第2号。）教科書もこれによることとなり、24年2月、教科用図書検定基準が文部省告示として公布され、各教科書の表現においては、原則として、漢字は小学校では当用漢字別表・同音訓表により、中学校・高等学校は当用漢字表・同音訓表により、現代口語文に用いるかなづかいは、すべて現代かなづかいによることになりました。なお、この基準によって、かなは特に必要な場合のほかは原則としてひらがなによることとなりました。

さらに当用漢字の字体については、22年8月、活字字体整理に関する協議会が設置され、10月その整理案が議決され、国語審議会に送付されましたので、国語審議会では関係方面の意見を求め、23年6月、第14回の総会で当用漢字字体表として議決答申しました。これは24年4月、内閣から以上と同じように告示・訓令をもって公布されました。（内閣訓令告示第1号。）24年7月第15回総会で中国の地名・人名をかな書きにし、その場合用いる中国標準音の書き方を示す「中国地名・人名の書き方の表」が議決、建議されました。これは、一時、放送、一部の新聞によって実行されました。

以上によって、漢字かなまじり文における漢字の用い方、

かなづかいは、単純化平易化されたわけですが、各新聞社は、現代かなづかいが議決答申されるや、ただちに以上の趣旨に賛成し、21年11月21日の紙面から採用し、以後以上の一連の国語政策の成果の実行に協力し、今日に至っています。このようにして、特に現代かなづかいなどについては各方面に実施されてきています。

24年6月、国語審議会が、文部省設置法に基いて新しく設置されるようになってからは、その性格と方針とを明らかにするために、「国語問題要領」（いわゆる国語白書）が作成され、改組後第7回総会で可決され、25年6月文部大臣に報告されました。また部会を設け、各種の問題が審議され、その成果として27年4月第14回総会で「これからの敬語」が、25年10月第8回総会で「法令の用語用字の改善について」が、また26年10月第12回総会で「公用文作成の要領」と「公用文の左横書きについて」が、それぞれ議決建議されました。「公用文作成の要領」は、27年4月その趣旨が徹底するよう、内閣官房長官から各省庁に依命通達されました。

なお、当用漢字表については、22年12月、戸籍法の改正にあたって、その第50条によって子の名には常用平易な文字を用いなければならないことが定められ、戸籍法施行規則によって、その第60条に、常用平易な文字とは、昭和21年11月内閣告示第32号当用漢字表に掲げる漢字、かたかな、またはひらがな（変体がなを除く。）であることが定められました。

この定めについては、その立法の趣旨（法務府発表）がじゅうぶん徹底せず、不便不当を訴える声があった。第10回国会の問題ともなったので、国語審議会では、人名用漢字の問題を自主的に取り上げて審議することとなり、26年5月第11回総会で、人名漢字に関する建議が行われました。その選定の漢字が、同25日、内閣から人名用漢字別表として告示・訓令をもって公布され（内閣訓令告示第1号）、同日ただちに、戸籍法施行規則が一部改正され、人名用漢字別表が加えられました。

最近の審議決定については、第2期の国語審議会では28年3月12日第18回総会でローマ字つづり方の単一化が審議議決され、文部大臣に報告され、29年3月15日、第20回総会で、ローマ字教育、ローマ字文のわかち書き、当用漢字表、標準語の問題についての部会報告、法令用語改正例、外来語の表記についての建議案が審議されました。当用漢字表の問題については、その補正案は、将来当用漢字表の補正を決定するさいの基本的な資料と認め、その実行の可否は、今後の実践の結果に待つこととし、その趣旨の文章を添え、「当用漢字表審議報告」として発表されました。

この審議報告については、その補正案は、国語審議会でもその実行までも認められたものではありませんが、公的に実施されるような誤解を生じかねないので、同3月20日、そのむね調査局長名で関係方面に通知されました。ただし、新聞

方面では29年4月から、この補正資料を紙面に実施しています。(なお、国語シリーズ26「国語問題問答第3集」参照。)

外来語の表記については、その原則・用語例ともに、現在における一応の基準を示すものとして、この趣旨が広く社会に普及し、一般に実行されることを望んで、発表されました。

(国語シリーズ27「外来語の表記」参照。)標準語の問題については、部会報告の第1部「標準語のために」、第2部「これからの日本語」とともに、国語審議会今後の審議上の参考資料とすることに決定されました。ローマ字文のわかち書き・ローマ字教育の問題については、部会のその審議の方針・方法が了承されました。これらの報告の類は、いずれもそのむね文部大臣に報告されました。法令用語改正例については、決定の上、同日付で、内閣総理大臣に「法令用語改善について」として建議され、文部大臣に報告されました。このことについては、次に述べます。

なお、かなの学習については、現在、小学校でひらがなを先に教えていることには、相当異論があるというから、文部省は国語審議会ならびに教育課程審議会に付議してその取扱を慎重に研究するよう、中央教育審議会から文部大臣に答申があり、文部大臣は、この審議を国語審議会に付議しました。そこで国語審議会は、総会においてこの問題を慎重に審議した結果、昭和30年7月12日、文部大臣に報告しました。

(この本の「かなの学習について」の項参照。)

公用文の改善についていえば、憲法改正草案の発表に続き、21年4月18日の次官会議で、官庁用文書の文体等に関して、「今後各官庁における文書および新たに制定（全文改正を含む。）する法令の文体、用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること。ただし、法令については当分の間従来の通りとすること。」という決定をみたので、文部省では、各官庁からも関係官の出席を求めて打合せ会を開き、公文用語を平易にする具体的な方針と標準を協議しました。その成案は、「官庁用語を平易にする標準に関する件」として、6月17日の次官会議でその実行につき申し合わされました。その後さらに別に「公文用語の手びき」編修協議会を開き、その成案は12月9日の次官会議で、「官庁の用字・用語をやさしくする件」として、その実行につき申合せを見、閣議報告の後、12月24日各省庁に通達されました。その後、その実行に照して改編され、「公文用語の手びき」は、公用文作成のよりどころとなりました。

23年6月、内閣に公用文改善協議会が設けられ、24年3月その成案が内閣総理大臣に報告され、4月その第1部「公用文の改善」が「公用文作成の基準について」として内閣官房長官から各省庁に依命通達されました。国語審議会で決定された「公用文作成の要領」は、「公用文の改善」の内容を本文とし、前述の成果から採ったものを補注の形式でまとめた

ものです。

なお、その後、29年3月国語審議会において、法令用語改正例が決定され、同日付で、内閣総理大臣に「法令用語改善について」として建議され、文部大臣に報告されました。これは、政府の採り上げるところとなり、10月7日の事務次官会議で、その趣旨をおおむね妥当とし、支障のないかぎり、その「法令用語改正例」に準拠する申合せが行われました。さらに内閣法制局でその実施要領を検討し、同11月25日、「法令用語改正要領（法制局総発第89号）」が決定されました。建議と要領とでは異同がありますが、その著しいものは、「第4 当用漢字表・同音訓表にはずれた漢字を用いたことば」に、要領では、次の1項が加わっていることです。

(D)当用漢字表にない漢字を用いた専門用語等であって他に  
言いかえることばがなく、しかもかなで書くと理解すること  
ができないと認められるようなものについては、その漢  
字をそのまま用いてこれにふりがなをつける。

<sup>ひ</sup>  
砒素

<sup>い</sup>  
藺

<sup>ぶ</sup>  
蛾

<sup>こ</sup>  
禁錮

(国語シリーズ25「法令用語の改善」参照。)

ローマ字教育の実施についていえば、21年3月第1次米  
国教育使節団の報告によって、ある形のローマ字が一般に使用

されるよう勧告もあり、同10月、ローマ字教育協議会で、「ローマ字教育についての意見」の中に国民学校においてローマ字教育を実施すること等が決定され、その直後、10月25日、教育刷新委員会第8回総会においても、22年度からローマ字教育を義務教育に実施することが了解されました。なお、ローマ字つづり方の問題は、国語に関する審議会で審議されることが明らかにされました。よって、22年2月、文部次官通達として「国民学校（22年度新学制が実施されたさいの小学校および新制中学校）におけるローマ字教育実施要項」が出され、22年度から小、中学校において、事情の許すかぎり、その学校の教育上の責任者の決定によって、小学校では原則として第4学年以上の各学年で、それより下の学年から行うことのできる学校では第3学年から、中学校では各学年とも、年間40時間、国語あるいは自由研究の時間のうちで、ローマ字による国語の読み方・書き方を授けることになりました。なお、指導の方針・方法その他については、「ローマ字教育の指針」「ローマ字文の書き方」によることになりました。翌年7月、以上に基き、同じ内容の国定教科書が、訓令式・標準式のつづり方によって編集され、配給されました。これが基準となって、検定教科書は、同じ内容のものが、標準式を含んで、訓令式・標準式・日本式の三種のつづり方のうちいずれか二種のつづり方によって編集されることになりました。これは後に、27年7月16日付文部省告示第45号によって、

はじめて1種のみで検定を受理されるようになりました。さらに、国語審議会の「ローマ字のつづり方」の決定がありましたので、文部省では、その建議を教育課程審議会に諮問し、その答申によって、ローマ字の学習指導は、昭和30年度からこの単一化されたローマ字のつづり方をよりどころとすることを決定し、その実施に必要な処置を講じました。それによって、検定教科書も実質的につづり方については1種となりました。その法的根拠は、学習指導要領一般編・国語科編、教科用図書検定基準であります。（国語シリーズ23「ローマ字問題資料集第1集」参照。）

ローマ字つづり方の単一化についていえば、国語のローマ字のつづり方は、昭和12年内閣訓令第3号によって単一化に向かいましたが、終戦後はいわゆる3式が並び行われ、ローマ字書きの必要と機会とが多くなるにつれて不便をきたし、その単一化は、各方面特に国語教育の一環としてローマ字教育を行っている義務教育の方面から要望されました。25年9月の第2次米国教育使節団の報告書にも、国語改革について、一つのローマ字方式が最もたやすく一般に用いられうる手段を研究すること、小学校の正規の教育課程の中にローマ字教育を加えること等が勧告されました。こういう事情のもとに、23年以来、ローマ字調査会・ローマ字調査審議会・ローマ字調査分科審議会では、この問題を調査審議し続けましたが、第2期ローマ字調査分科審議会では、第1期の同会が第



13回国語審議会総会に報告した案に基いてさらに慎重に検討を重ね、28年3月第18回総会において、その成果の単一化の方式とその取扱が議決され、「ローマ字つづり方の単一化について」として文部大臣に建議されました。文部省はこれについて、すでに述べたように教育上の処置を行いました。さらにこの単一化されたつづり方が政府部内および一般に用いられるに必要な手続をとりました。29年12月6日の事務次官会議、同7日の閣議の決定を経て、同9日、内閣から、国語審議会の趣旨によって、国語を書き表わす場合に用いられるローマ字のつづり方が告示・訓令をもって公布されました。新しい訓令は、つづり方の表が、第1表・第2表の二つからなり、長音符号、切るしるしに〔^〕〔'〕を用いる点で、昭和12年の訓令と異なっています。その第1表は昭和12年の訓令と同じものであり、第2表は、従来標準式・日本式といわれたつづり方のうち、第1表と異なるものをまとめたものであります。ただし、新しい訓令の符号の用い方は、昭和12年の訓令の原案と同じです。なお、新しい訓令は、使用の範囲について、まえがきに詳しく明確にしている点で、国語審議会の建議と異なっています。新しい訓令は、このまえがきによって、各省庁の使用上支障のないようになっており、また、現在の混乱状態から脱し、単一化に向かう機運をかもすものであります。（国語シリーズ23「ローマ字問題資料集第1集」参照。）